

別表一次業
令六・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	法人名			
法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表三(一)「15」)	45	000	(45)の15%又は19%相当額	48
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額	49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50
地方法人税額の計算				
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54
この申告が修正申告である場合の計算				
確定地方法人税額	58			
還付金額	59			
欠損金の繰戻しによる還付金額	60			
前還付金額	56			
<p>【No.9】地方法人税額の計算につき、51～54欄により計算していますか。</p>				
<p>【No.10】通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率を適用していませんか。 また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合、軽減対象所得金額以下の金額について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。</p>				00
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税 (別表三(三)「21」)	
同上 (別表三(二)の二)「26」)	63	0		
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算				
外国税額 (別表六(二)「56」)	65		控除した金額 (37)	66
<p>【No.9】65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していますか。</p>		66	67	

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.9】65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していますか。